

EV・PHV用充電設備設置の、 国の補助金が新しくなりました!!



つながる、ひろがる
地域のクリーンエネルギー

工事費、これまで
以上に軽減!!

購入費はもちろん、工事費も手厚く定額サポート!!



こんな皆さまにおすすめです!!

道の駅 	高速道路会社 	コンビニエンスストア
ショッピングモール 	ファミレス・ファストフード店 	ガソリンスタンド
コインパーキング 	アミューズメントパーク 	宿泊施設

など

マンション・アパート

従業員駐車場

など

個人住宅・法人事務所等も
補助対象!

戸建住宅

など

公共性を有する充電設備を 設置する場合	自治体が策定する 充電器設置のためのビジョン ^{※2} に 基づく場合
従来 購入費&工事費 $\frac{1}{2}$ 補助	購入費&工事費 $\frac{2}{3}$ 補助
新たに! 購入費 $\frac{1}{2}$ + 工事費 定額 補助!!	購入費 $\frac{2}{3}$ + 工事費 定額 補助!!
さらに 購入費 定額 + 工事費 定額 補助!! （高速道路なら）	さらに 購入費 定額 + 工事費 定額 補助!! （道の駅なら）

マンション、月極め駐車場、
従業員駐車場等に設置する場合

購入費&工事費 $\frac{1}{2}$ 補助

購入費 $\frac{1}{2}$ + 工事費 定額 補助!!

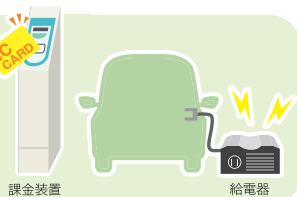
左記以外の充電設備を
設置する場合

購入費&工事費 $\frac{1}{2}$ 補助

購入費 $\frac{1}{2}$ + 工事費 定額 補助!!

さらに!
インフラビジネスに
不可欠な課金装置^{※3}や、
EV・PHVライフを豊かに
する給電器^{※4}も対象に!

購入費 $\frac{1}{2}$ + 工事費 定額 補助!!
（課金装置）



工事費の定額（上限有）補助とは?

申請者が申告する設置工事費（消費税抜き）をセンターが審査し決定した額と、工事上限額のいずれか低い額を補助金交付額とすることをいいます。

申告工事費をセンターが審査し決定した額 または センターが定める工事上限額
どちらか低い額が補助金額に!

※1: 補助金額には上限があります。詳しくは次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。※2: 「ビジョン」とは、都道府県が策定する充電器設置計画を指し、電気自動車等に必要の充電設備を計画的に配置するために適切な設置場所が示されています。各自治体のビジョンは同センターのホームページで紹介しています。※3: 「課金装置」とは既設の充電器に付加することにより課金機能を持たせる装置です。設置により利用者へのスムーズな課金が可能になります。※4: 「給電器」とは電気自動車等から電気を取り出す単独の装置です。給電器を使ってEV・PHVの電気を様々な場面や用途で活用できます。

対象者 EV・PHV用充電設備等を購入・設置する自治体・事業者・個人 募集期間 平成27年12月28日(月)まで

お問い合わせは

充電インフラ補助
コールセンター

03-5501-4415 (9:00~17:00 平日のみ)

<http://www.cev-pc.or.jp> 次世代自動車 検索

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-6-12 大手町建徳虎ノ門ビル2 階

一般社団法人次世代自動車振興センターは、経済産業省からの補助金で電気自動車、プラグインハイブリッド自動車や充電設備の購入者等（リースを含む）に対する補助事業を行っています。

もっと詳しく!



次世代自動車充電インフラ整備 促進事業費補助金^{※1}

平成26年度補正

EV・PHV用充電インフラ整備のための補助金が新しくなり、コストメリットがさらにアップしました。この機会にぜひ補助金を利用した充電設備や課金装置^{※2}等の設置をご検討下さい。

今回の主な変更点

- 工事費が定額(上限有)となり、これまで以上に負担を軽減。
- 従来の補助金では対象外だった第4の事業の工事費も補助対象に。
- 道の駅と高速道路等に設置される充電設備は、購入費、工事費共に定額(上限有)になり負担を軽減。
- 第3の事業(マンション、月極め駐車場、従業員駐車場等)には新たに充電用コンセント・コンセントスタンドが補助対象に。
- 第4の事業には新たにコンセントスタンド^{※3}が補助対象に。
- 第5の事業(課金装置、給電器^{※4})が新たに設置され、充電インフラに欠かせない課金装置設置工事費も補助。

定額(上限有)補助とは?

工事費の定額補助

申請者が申告する設置工事費(消費税抜き)をセンターが審査し決定した額と、工事上限額のいずれか低い額を補助金交付額とすることをいいます。

申告工事費をセンターが審査し決定した額

または センターが定める工事上限額

どちらか低い額が補助金額に!

購入費の定額補助

申請者が購入した額(消費税抜き)とセンターが定める本体価格のいずれか低い額を補助金交付額とすることをいいます。

申請者が購入した額

または センターが定める本体価格

どちらか低い額が補助金額に!

補助項目等

	項目	補助率			対象例・備考
		充電設備 (急速・普通共)	充電用コンセント	コンセント スタンド	
第1の事業	自治体の計画(ビジョン ^{※5})に基づく充電器設置	購入費2/3 工事費定額	機械式駐車場のみ対象 購入費2/3 工事費定額	—	道の駅、ショッピングセンター、コンビニ、GS、コインパーキング、遊園地、宿泊施設等 ※道の駅は購入費定額
第2の事業	公共性を有する充電器設置	購入費1/2 工事費定額	機械式駐車場のみ対象 購入費1/2 工事費定額	—	事業1と同様 ※高速道路は購入費定額
第3の事業	マンション、月極め駐車場、従業員駐車場等への充電器設置	購入費1/2 工事費定額	購入費1/2 工事費定額	購入費1/2 工事費定額	マンション、アパート、月極め駐車場、従業員駐車場等
第4の事業	事業1~3以外の充電器設置	購入費1/2 工事費定額	—	購入費1/2 工事費定額	個人住宅、法人事務所等 ※工事費 上限額 急速充電器 10万円 普通充電器 5万円
第5の事業	インフラ設備に不可欠な課金装置の設置等、または給電器の導入	購入費1/2 工事費定額(課金装置)			課金装置の設置は事業1と同様 (課金装置設置対象の充電設備が第1または第2の事業の条件をみたす必要が有るため)

※1: 補助金額には上限があります。詳しくは次世代自動車振興センターのホームページをご覧ください。※2: 「課金装置」とは既設の充電器に付加することにより課金機能を持たせる装置です。設置により利用者へのスムーズな課金が可能になります。※3: 「コンセントスタンド」とは、スタンド型コンセントのことをいいます。※4: 「給電器」とは電気自動車等から電気を取り出す単独の装置です。給電器を使ってEV・PHVの電気を様々な場面や用途で活用できます。※5: 「ビジョン」とは、都道府県が策定する充電器設置計画を指し、電気自動車等に必要充電設備を計画的に配置するために適切な設置場所が示されています。各自治体のビジョンは同センターのホームページで紹介しています。